

2018 北海道最賃情報

2018年6月29日〈No. 1〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

今年度の最賃改定審議に関して北海道労働局へ要請 地方最賃審議会の自主性の確保と早期発効を！

連合北海道は6月29日、北海道労働局に対して「2018年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行い、今後の改定審議に際して、労働条件の向上、労働者の生活安定等、最低賃金法の原則や目安制度に基づき総合的に行うことや、遅くとも10月1日発効が図られるような審議日程とすること等を求めた。

連合北海道最賃対策委員会の齋藤副委員長(連合北海道副事務局長)が「額に汗して働く者が最低賃金額であっても持続可能な生活ができる額『誰もが時給1000円』の早期に実現させるような審議と、最低賃金の実効性の担保を」と挨拶し、北海道労働局加藤基準部長に要請書を手渡した。

要請の趣旨、要請項目の説明を行った山田事務局長は「最低賃金で働いている多くは非正規労働者。全雇用者の約4割を占める非正規労働者の処遇改善が求められている」として、①最低賃金法の原則及び目安制度に基づく審議とすることと審議会の自主性が最大限発揮できる審議会運営、②早期発効に向けた審議会日程、③キャリアアップ助成金など中小企業・零細事業者に対する支援策の周知徹底、④最賃の履行確保と監督要員の増強、等の要請内容について説明し、理解と実現を求めた。

要請を受けた北海道労働局の加藤基準部長は「道内の景気はゆるやかに回復しているとされているが、労働現場を担当する者からすると、労働者から深刻な相談が寄せられており、セーフティネットとしての最賃は重要だ」とし、「要請内容について道の審議会や本省に伝えると共に、中小企業への支援策の周知や履行確保、監督指導についても適切に対応していきたい」と回答した。

今回の要請には連合北海道最賃対策委員会委員ら13名が参加。参加者は春闘前段に取り組んだ「社会的キャンペーン」で商工団体から寄せられた支援制度受給に関する事務の複雑さの改善や、最賃違反事業主に対する厳正な対応、36協定の締結と監督署への提出の徹底、公務職場における委託先の賃金をはじめとする働き方について指導を強化することなどについて重ねて求めた。

連合北海道は今年度の最低賃金改定審議に当たっても、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化していくこととしている。



↑加藤基準部長へ要請書を渡す齋藤副事務局長(右)



↑要請には最賃対策委員会委員ら13名が参加した

■審議会の動き

北海道最低賃金審議会は6月5日に第1回会合を開催し、審議会会長・委員の確認と今後の審議日程等について協議した。次回は7月10日を予定している。

また、目安審議が行われる中央最低賃金審議会では6月25日に第1回審議会が開催され、2018年度地域別最低賃金改定に際し、働き方実行計画に配慮した目安審議を求めるとの諮問がなされた。審議は例年通り、「目安に関する小委員会」で行うことを確認し、直ちに「第1回目安に関する小委員会」が開催された。第2回小委員会は7月10日に開催される。